

平成27年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成27年7月10日（金）

【開会】 14時00分

【閉会】 14時10分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 高橋 陽子

委員 濱谷 由美子

教育長 渡邊 直美

【欠席委員】

委員 吉崎 静夫

委員 中本 賢

【出席職員】

総務部長 三橋

総務部担当部長 佐藤

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 山田

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 小椋

庶務課長 野本

企画課長 古内

庶務課担当課長 田中

生涯学習推進課担当係長 片山

庶務課担当係長 武田

指導課長 渡辺

指導課指導主事 吉村

教育改革推進担当担当課長 田中

担当係長 高橋

書記 今村

【署名人】

委員 高橋 陽子

委員 濱谷 由美子

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は、吉崎委員と中本委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から14時20分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 1名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、人数制限内において同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思っておりますので、お諮りいたします。

議案第27号 及び 議案第28号 は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障

を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、高橋委員と濱谷委員にお願いをいたします。

6 議事事項 I

議案第26号 川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【峪委員長】

庶務課担当課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第26号「川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

はじめに、2ページをごらんください。制定理由でございますが、「プール開放事業の廃止に伴い、開放施設からプールを削るため、この規則を制定するもの」でございます。

改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、3ページをごらんください。「川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」の新旧対照表でございます。この規則は、川崎市立学校の施設を市民の利用に供することによって、川崎市における生涯学習の振興を図るために制定されたもので、左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。第2条は、開放施設について定めるものでございます。このたび、プール開放事業を廃止するため、第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、「この規則は、公布の日から施行する」と、施行期日を定めるものでございます。

なお、この度の改正の経緯についてでございますが、本市のプール開放事業は、各学校の施設開放運営委員会に運営をお願いし、監視業務を専門の業者へ委託する形態で実施してまいりましたが、平成24年度の警察庁からの通知を受け、監視業務の委託に係る経費が増しましたことから、抽せんにより一部の学校、35校程度しか実施できない状況となり、また、プール開放事業に参

加する児童も当該校の1割から2割程度と少なく、懸案となっていたところでございます。このため、事業のあり方について検討した結果、今年度より、水泳が苦手な子どもを少しでも泳げるようにするため、地域のスイミングクラブ等に御協力いただき、泳力向上事業として5月から水泳教室を実施しているところでございます。こうした経緯を踏まえ、事業の見直しを行いましたことから、今般、所要の整備を行うものでございます。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【峪委員長】

それでは、何かご意見等ありますか。ないようですので、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

7 議事事項Ⅱ

議案第27号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱について

【峪委員長】

指導課長 お願いいたします。

【指導課長】

議案第27号「川崎市いじめ防止対策連絡協議会委員の委嘱について」御説明します。

はじめに、資料1のほうでございます。「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例」でございますが、川崎市いじめ防止対策連絡協議会の組織につきましては、下の第4条第2項にありますように、第1号から第4号のうちから教育委員会が委嘱し、また任命することとなっております。次に1枚おめくりいただきまして、上のほうにあります第5条第1項で、「委員の任期は、2年と

する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」となっております。

本議案は、委員の人事異動等に伴いまして、新たに委員を委嘱又は任命を行うものでございます。

議案第27号の横版の資料をごらんください。新たな委員の委嘱又は任命につきましては、表の左側にあります、合計7名の方となっております。なお、任期につきましては、本議案が本日承認されましたら、明日平成27年7月11日から平成29年1月31日までとなります。

参考までに資料の2といたしまして、一番最後のページとなりますが、委員名簿がございますので、御参考いただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【峪委員長】

御質問等ありますか。ないようですので、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

議案第28号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

【峪委員長】

教育改革推進担当担当課長 お願いいたします。

【教育改革推進担当担当課長】

それでは、議案第28号「川崎市学校運営協議会委員の委嘱について」御説明します。資料をごらんください。このたび、荻宿小学校運営協議会準備会より、学校運営協議会委員につきまして別紙のとおり推薦がございました。まず学識経験者といたしまして、荻宿町会の秋谷義一町会長でございます。秋谷様は、かつて東京都立学校で校長を務められた方と伺っております。続く地域住民委員といたしましては、西加瀬町内会の居城町内会長、市ノ坪本町会の横山町会長に、日頃から地元で交通安全員等として子どもたちを見守ってくださっている高津様と福地様を加えた4名を御推薦いただいております。続く保護者委員といたしましては、元PTA副会長で現在中学校区地域教育会議で地域委員を務められている橋本様、現PTA会長の小野様、同副会長の熊崎様、水越様の4名でございます。それに教職員委員といたしまして、校長、教頭、教務主任と、コミュニティスクール担当教諭2名を加えた、総勢14名でございます。

任期につきましては、いずれも明日7月11日から指定期間満了となります平成30年3月31日まででございます。

なお、荻宿小学校の第1回学校運営協議会開催は、7月13日を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

質問等ありますか。では原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

8 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

(14時10分 閉会)